



事故防止メルマガ「Think」



<http://www.think-sp.com/>

// INDEX //

- 1. 交通事故の判例ファイル
- 2. 危機管理意識を高めよう (3)
- 3. 事業所での飲酒運転防止対策 (3)
- 4. 飲酒習慣の実践的指導例
- 5. 出版物のご案内

// //

☆☆☆\*.....\*.....\*.....\* 11月前半の暦\*.....\*.....\*.....\*☆☆☆

● 11月3日 文化の日  
 1948年(昭和23年)に「自由と平和を愛し、文化を進める日」として  
 国が制定した国民の祝日。

● 11月9日 119番の日  
 1987年(昭和62年)に自治省消防庁が消防発足40年を記念して設け  
 た日で、一般の人にもっと防火・防災の意識を高めてもらおうというのが狙い。  
 11月9日にしたのは消防のダイヤルナンバー119にちなんで。

※出典・・・こよみのページ

※シンク出版のWEBサイトでは、毎月の運転管理に役立つ「今月の運転管理」  
を公開しています。

詳しくは・・・<http://www.think-sp.com/%E9%81%8B%E8%BB%A2%E7%AE%A1%E7%90%86%E3%81%AE%E7%B4%A0%E6%9D%90/%E4%BB%8A%E6%9C%88%E3%81%AE%E9%81%8B%E8%BB%A2%E7%AE%A1%E7%90%86/>

■交通事故の判例ファイル

『裁判員裁判による危険運転致死罪の判決相次ぐ』

昨年5月に裁判員制度が導入されて1年半が経過しようとしていますが、交通事故の裁判にも危険運転致死など重大な刑事事件に関して、裁判員裁判が行われています。  
 最近、相次いで重要な危険運転致死罪の判決がありました。

詳しくは・・・<http://www.think-sp.com/2010/11/01/hanrei10/>

■危機管理意識を高めよう (3)

『事故防止対策の実態がなければ、安全配慮義務違反の恐れもあります!』

「安全配慮義務違反」という言葉をご存知ですか?主に労災事故などで企業が労働者の安全に対する配慮を怠ったとして、従業員から損害賠償を求められるケースがあります。交通事故の場合も例外ではありません。

「自社は安全管理規定を策定しているから大丈夫」とか「職場のルールを入社時に指導しているから問題ない」と考えていると思わぬ落とし穴があります。  
 たとえば、フォークリフトによる事故でこんな判例があります。

ある事業所で、ヘルメットを被らずにフォークリフトに乗った運転者が首を出して前を見ながらバック走行中、後方の柱とリフトのガードに頭を挟まれ、重傷を負いました。会社はヘルメットを与え着用を指示していましたが、この事故の民事訴訟で裁判所は事業所の安全配慮義務違反を認定し、運転者への損害賠償支払いを命じました。

理由は、その事業所の作業現場ではヘルメット不着用が常態化していて、現場の指導監督も十分とは言えず、「会社側は危険な作業を黙認していた」と認定されたのです。

#### ◎安全管理の実態をチェックしよう

長時間運転による交通事故等でも、日常的に運転時間が大幅に超過していることをチェックしていなかったために安全配慮義務違反を追究されたケースがあります。「安全規定があるから大丈夫」なのではなく、要は現場の実態がどうなっているかです。

管理者自身が現場に出向いて実態をチェックし、決められた規定や安全指導の内容が実際に機能しているか確認しておく姿勢が必要です。

今まで無事故・無災害だったからと過信しないで、現場の雰囲気や緩んで安全の基本が疎かになっていないか、点検しておきましょう。

#### ■事業所での飲酒運転防止対策（3）

前回に続いて、各社の飲酒運転対策を紹介します。

##### 『その5ー遠隔地にいる運転者は携帯電話でデータを送信』

ある事業所では、毎朝対面点呼を行ってアルコールチェッカーで酒気帯びの有無をチェックしていますが、運転者が長距離運転で遠隔地にいるときには携帯電話を使ってモバイル点呼を行っています。

運転前に、携帯電話に運転者が息を吹き込み、呼気中のアルコール濃度のデータを本社に送ってもらい、数値が0.0でなければ運転させないようにしています。

##### 『その6ー一人ひとりの帰りの交通手段を確認』

ある事業所では、忘年会など会社が主催する宴会を催すときには、管理者が一人ひとり帰りの交通手段を確認しています。

ある人が「奥さんが迎えに来る車で帰ります」というと、宴会が終わってから実際に迎えの車に乗り込むまで確認します。

社長も「帰りの交通手段が確認できない者は、宴会に参加しなくてもよい」と言われており、帰りの交通手段を絶対に社員任せにしないということを徹底しています。

#### ■飲酒習慣の実践的指導例

ある事業所でのお話です。

ある日、運行前のアルコールチェックで、わずかながら酒気を帯びた運転者が見つかった。

さっそく、前日の飲酒量を聞いたところ、少し多めの量であった。

管理者は、運転者を叱りつけても飲酒習慣は変わらない。それよりも、飲酒

量をコントロールしてもらおうと考えた。

「これだけの量を飲んでいたら、翌日アルコールが残ってしまう。半分のできないか」と言ったところ、運転者は「守る自信がない」と答えた。

そこで、管理者は半分の量で満足する方法を教えるやろうと、次のように言った。

「まず、焼酎をコップ一杯にこぼれそうになるまでなみなみと入れる。飲むときは一気に飲まずに一口ごとにテーブルにおいて飲む。半分まで飲んだら、次は氷を一杯入れて満杯にする。そうすれば、2杯飲んだような気分になるだろう」

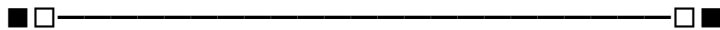
運転者は、「これだったらできるかもしれない」と実践したところ、翌日の酒気残りがなくなった。

後日、管理者が運転者に聞いたところ「この方法はいいですが、休み前にはたくさん飲んでしまいます」と笑顔で応えた。

管理者は、「それでいいんだよ。要は飲酒をコントロールできていることが大事なんだ」と満足そうに言った。

※シンク出版では飲酒習慣の危険度をチェックし、飲酒運転の防止を図る「飲酒習慣の危険度チェック」を発売中です。

詳しくは・・・<http://www.think-sp.com/%E5%87%BA%E7%89%88%E7%89%A9%E3%81%AE%E3%81%94%E6%A1%88%E5%86%85/>



～人と車の安全な移動をデザインする～  
シンク出版

大阪市北区天満4-5-3 日本プロパティビル901  
TEL 06-6809-1989 / FAX 06-6809-1984  
Eメール mail@think-sp.com  
URL <http://www.think-sp.com/>

